

新型コロナウイルス感染症に対する活動指針

※活動制限レベルは、政府や東京都からの要請、及び感染状況等を踏まえて、災害対策本部（運営協議会）において判断します。

※対面授業や遠隔授業の実施方法・形態等の詳細については、ウェブサイト・メールの他、授業を担当する教育分野からの指示に従ってください。

活動制限レベル		授業・教育活動	入構学生数	学生の施設利用	窓口業務
0	制限《なし》	通常通り。	通常通り。	通常通り。	通常通り。
1	制限《小》	遠隔授業と対面授業を併用して実施する。 対面指導が不可欠であり、かつ安全確保が見込めると判断した科目において、対面授業を実施する。	150～250名程度	学年、専攻・コースの事情を考慮して、授業の課題や作品制作を目的とした利用を認める。	感染拡大防止に留意して窓口業務を実施する。
2	制限《中》	原則として授業は、遠隔授業で実施する。 対面指導が不可欠であり、かつ安全確保が見込めると判断した一部の科目において、対面授業を実施する。	50～150名程度	感染拡大防止に留意し、時間、人数、利用エリアに制限を設けて、限定的な利用を認める。	感染拡大防止に留意して窓口業務を実施するが、メール、電話、郵送での手続きを積極的に活用する。
3	制限《大》	遠隔授業のみ実施する。 授業に必要な特殊機材の技術指導など、遠隔授業を補う形での対面指導のみ実施する。	30～50名程度	原則として立入禁止。 やむを得ず入構させる必要がある場合は、事前申告により利用を認める。	窓口での相談は事前にメール、電話等で予約した場合のみ認める。 可能ならば、メール、電話、郵送での手続きを積極的に活用する。
4	制限《最大》	遠隔授業のみ実施する。	0名	全ての学生が立入禁止。	休止。 メール、電話による問合せのみ認める。